

幹事会の設置について

第七中学校・第九中学校の統合新校推進協議会設置要綱第7条の規定に基づき、幹事を置くこととし、下記の通り幹事会を設置する。

記

1 所掌事項

協議会における会議の効率的な運営を図るため、次回の協議会における資料、会議運営の事前確認及び課題整理を行う。

2 組織

会長、副会長(3名)、幹事(8名)の12名で構成する。

幹事会の構成員の互選により、幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 その他

幹事会の運営に関し、必要なその他の事項は、幹事会において定める。

以 上